

上下水道工事共通仕様書（下水道編）（令和6年5月版） 主な改定概要

《第3編 下水道編》

改定箇所		概要
第1章 管路 第2節 諸法令及び諸基準	1-2-2 適用すべき諸基準	・「厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）」→「厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）」へ修正
第2章 処理場・ポンプ場 第1節 総則	2-2-2 適用すべき諸基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（一社）公共建築協会 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年6月）」→「（一社）公共建築協会 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和5年3月）」へ修正</li> <li>・「地方共同法人日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（平成29年12月）」→「地方共同法人日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（令和5年3月）」</li> <li>・「厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）」→「厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）」へ修正</li> </ul>

○改定箇所一覧

《第3編 下水道編》

第1章 管路

第2節 諸法令及び諸基準

- ・1-2-1 諸法令
- ・1-2-2 適用すべき諸基準

第9節 特殊マンホール工

- ・1-9-4 躯体工
- ・1-13-4 土留工

第2章 処理場・ポンプ場

第2節 諸法令及び諸基準

- ・2-2-1 諸法令
- ・2-2-2 適用すべき諸基準